

## ○茅野市特定創業者等支援奨励金交付要綱

令和5年3月29日

告示第89号

改正 令和6年11月29日告示第267号

令和8年2月27日告示第61号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域産業の持続的な成長促進を図るため、市内で創業又は事業承継した者に対し、予算の範囲内において茅野市特定創業者等支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受けた者をいう。
- (2) 代表者 市内に本社がある中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者の代表権を有する者をいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する特定創業者又は代表者（以下「補助対象者」という。）に交付する。

- (1) 奨励金の申請年度（以下「申請年度」という。）において茅野市コワーキングスペース条例（平成29年茅野市条例第19号）第2条に規定する茅野市コワーキングスペース又は茅野市茅野駅前賑わい交流拠点施設条例（令和7年茅野市条例第29号）第2条に規定する茅野駅前賑わい交流拠点施設を本社住所地として事業を開始した特定創業者
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類表のうち、別表に定める事業を主たる事業として営み、かつ、代表者の年齢が65歳以上の中小企業者から、申請年度において当該事業を承継した代表者（ただし、事業承継前の代表者の配偶者又は2親等以内の親族に該当する者を除き、事業を承継した時点において60歳未満の者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、奨励金を交付しない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）滞納者又は市税未申告者（事業を承継した法人を含む。）
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1 補助対象者あたり10万円とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする補助対象者は、第3条に規定する要件を満たした日（以下「基準日」という。）から起算して30日以内又は基準日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、茅野市特定創業者等支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは茅野市特定創業者等支援奨励金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定した場合は茅野市特定創業者等支援奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、奨励金を交付するものと決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この告示に違反したとき。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を事業所等及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に奨励金の交付を受けた者における第8条及び第9条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

附 則 (令和6年11月29日告示第267号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年2月27日告示第61号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大分類D（建設業）

大分類E（製造業）

大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類88（廃棄物処理業）、中分類89（自動車整備業）、中分類90（機械等修理業）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

茅野市特定創業者等支援補助金交付申請書兼請求書

（宛先）茅野市長

申請者 代表者氏名

下記のとおり補助対象の要件を満たしたので、茅野市特定創業者等支援奨励金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請し、及び請求します。

記

1 対象要件（該当する号の□に✓を記入すること）

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | (1)茅野市コワーキングスペース又は茅野駅前賑わい交流拠点施設を本社住所地として事業を開始した特定創業者*  |
| <input type="checkbox"/> | (2)日本標準産業分類に定める分類表のうち、建設業、製造業、廃棄物処理業、自動車整備業又は機械等修理業を主たる事業として営み、かつ、代表者の年齢が65歳以上の市内に本社がある中小企業者（個人事業主を除く。）から、事業承継した代表者（事業承継前の代表者の配偶者及び2親等以内の親族を除き、事業を承継した時点において60歳未満の者に限る。） |

※産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受け、かつ、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明（以下「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」という。）を受けた者

2 事業者概要

商号又は法人名		業種	
代表者氏名			
1で(2)に該当する場合、事業承継前の代表者氏名とその関係性			
本社住所地			
連絡先	電話番号		
	E-mail		

3 事業開始日又は事業承継日 年 月 日

※1で(1)に該当する者で法人の場合は法人登記日、個人の場合は月極利用契約の開始日

を記入すること。1で(2)に該当する場合は法人登記日を記入すること。

4 補助金申請額 100,000 円

5 振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 営業部 出張所	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号		(フリガナ)		
		口座名義		

- 6 誓約事項（次の各号を確認の上、誓約する場合は右欄□に✓を記入すること）→ □
- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
  - ・私は、公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていません。
  - ・私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる者に該当しません。
  - ・私は、これらの事項に反する場合、補助金の取消しや損害賠償請求等、茅野市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

7 添付書類

- (1) 振込先口座の通帳の写し
- (2) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し（1で(1)に該当する場合に限る。）
- (3) 事業承継前後の中小企業者の代表者の年齢がわかる書類（1で(2)に該当する場合に限る。）
- (4) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（1で(1)に該当する者であって個人の場合を除く。）
- (5) 茅野市コワーキングスペース又は茅野駅前賑わい交流拠点施設の月極利用者である場合は利用許可書又は賃貸契約書の写し（1で(1)に該当する者であって個人の場合に限る。）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

茅野市長



茅野市特定創業者等支援奨励金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった茅野市特定創業者等支援奨励金について、下記により  
交付を決定及び確定をしましたので通知します。

記

1 交付決定・確定額 金 100,000 円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

茅野市長



茅野市特定創業者等支援奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茅野市特定創業者等支援奨励金について、下記により  
交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付申請額 金 100,000 円

2 不交付の理由